

事務連絡
2022年5月19日

2021年度 各支給認定保護者の皆様

雪ヶ谷ルーテル幼稚園

2021年度における施設型給付費等の額に係る
法定代理受領の通知について

2021年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、下記のとおり「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額」となります。

(参考) 「法定代理受領」の通知の法的位置付け

・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設型給付費については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、大田区から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。

■2021(令和3)年度公定価格表

	3歳児(一人あたり)	4歳児以上(一人あたり)
4月	97,290円	78,250円
5月	97,290円	78,250円
6月	97,240円	78,200円
7月	97,150円	78,110円
8月	97,190円	78,150円
9月	97,190円	78,150円
10月	97,190円	78,150円
11月	97,190円	78,150円
12月	97,190円	78,150円
1月	97,240円	78,200円
2月	97,240円	78,200円
3月	97,240円	78,200円

- ※1 上記の金額は、月を通じて在籍した子どもに係る一人あたりの公定価格の額であり、月の途中に入退園した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行う必要があります。
- ※2 大田区から貴施設への支払いに際し、年度後半などに行った各種調整(処遇改善等加算率変更や加算項目加除等)につきましては、実際に処理を行った月ではなく調整対象となる各月の公定価格から加算又は控除しています。